

## 船橋市確認申請手数料等の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、確認申請手数料その他の船橋市事務分掌規則（平成10年船橋市規則第66号）の規定による建築指導課の分掌事務に係る手数料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第2条 次に掲げる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の2の規定により建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で指定する昇降機その他の建築設備並びに同法第88条第1項及び第2項の規定により同政令で指定する工作物を含む。以下同じ。）の確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料の金額は、条例別表第3に規定する金額の2分の1を減額した金額とする。

- (1) 行政庁の命令によって行う建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替で従前の延べ面積を超えない部分
  - (2) 災害により滅失し、又は損壊した建築物を罹災後3月以内に被災者自ら使用するために、建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする部分
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内において、その災害により滅失し、又は損壊した建築物の建築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合で、災害の発生した日から6月以内に工事に着手するときの確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料は、免除する。
- 3 船橋市が通知者又は申請者である場合の手数料は、免除する。
- 4 第1項及び第2項に該当する場合は、それを証する書類を当該確認申請書、中間検査申請書及び完了検査申請書に添えなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
(東日本大震災及び長野県北部を震源とする地震の被災者に係る特例)
- 2 東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により半壊以上の被害を受けた建築物を被災者自ら使用するために、建築、大規模の修繕若しくは模様替をする場合又は東日本大震災若しくは平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震により半壊以上の被害を受け、若しくは東日本大震災に際し警戒区域（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み換えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）若しくは計画的避難区域（原子力規

制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において発生した事故に関し原子力災害対策本部長が平成23年4月22日付けで避難のための計画的な立ち退きを行うことを指示した区域をいう。）に存した建築物に代わる建築物を被災者自ら使用するために建築する場合で、平成27年3月31日までに申請したときの確認申請手数料、中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料は、免除する。

- 3 前項に該当する場合は、それを証する書類を当該確認申請書、中間検査申請書及び完了検査申請書に添えなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行し、改正後の船橋市確認申請手数料等の減免に関する要綱の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行し、改正後の船橋市確認申請手数料等の減免に関する要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月9日から施行し、改正後の船橋市確認申請手数料等の減免に関する要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。